

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

---

次の(設例)を読んで、問(1)から(3)に答えなさい。

(設例)

家具販売業者であるXは、工務店Yが建築施工中の建物に家具等の商品(以下「本件商品」という)を搬入した。Xは、Yを被告として、Yに本件商品を販売したと主張して、売買代金の支払を求める訴えを提起した(以下「本件訴訟」という)。

弁論準備手続において、Xは、XとYとの間で売買契約が成立したことを立証するために、書証として売買契約書(以下「本件売買契約書」という)を提出した。これに対し、Yは、本件商品はYの施主であるZの指示によって搬入されたものであり、Yは本件商品を買っていないと主張し、このことを立証するため、証人Aの尋問を申し出た。

問(1)(配点:5点)

本件訴訟の弁論準備手続において、裁判所は、本件売買契約書の取り調べと、証人Aの尋問をすることができるか、説明しなさい(証拠調べの必要性はあるものとする)。

(設例(続き))

本件訴訟の審理の結果、裁判所は、証人Aの尋問によって得られた証言内容から、本件売買契約書が偽造であるという事実と、Xから本件商品を買ったのはZであるという事実を認定し、XとYとの間で売買契約は成立していないとして、請求を棄却する判決を言い渡した(以下「本件判決」という)。

問(2)(配点:25点)

Yから(Xからも)下線部の事実の主張がなかったとした場合、本件判決は弁論主義に反しないか、検討しなさい。

(設例(続き))

本件判決に対し、Xが控訴した。控訴審において、Xは、Zに対し訴訟告知をしたが、Zは本件訴訟に補助参加をしなかった。

控訴審における審理の結果、控訴審裁判所も、Xから本件商品を買ったのはZであるとして、控訴を棄却する判決を言い渡した。

この判決が確定した後、Xは、Zを被告として、本件商品の売買代金の支払を求める訴えを提起した(以下「後訴」という)。

後訴において、Zが、本件商品を買ったのはZではないと主張したところ、Xは、「訴訟告知による参加的効力によって、Zは、本件商品を買っていないと主張することは許されない」と主張した。

問(3) (配点: 20点)

後訴における、波線部のXの主張の当否について、Zに補助参加の利益があったか否かという点に言及しつつ、検討しなさい。